

埼玉県エネルギー脱炭素化設備整備費補助金の補助対象経費について

【交付要綱】

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、別表第2に掲げるとおりとする。

別表第2(第5条関係)

経費区分	内容
設計費	補助対象設備の設計に要する経費
設備費	補助対象設備の購入又は据付等に要する経費
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費

※1 上表の経費区分に掲げる経費を補助対象経費とする。

※2 既存設備の撤去、地盤改良、周辺環境整備などの経費は対象としない。

補助対象経費【詳細】

経費の区分	費目	補助対象経費	補助対象外経費
設計費	実施設計費	基本設計に基づいて作成された、詳細な設計作業費	・基本設計費 ・事前調査費等 ただし、以下については、補助対象とします。 ・地中熱利用システム設計のための熱物性調査費等
	本体設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置等設備の購入費、製造費	
設備費	付属設備費	計測機器、表示装置、システムコントローラ、配管、ケーブル等これらに付随する設備に要する費用	補助対象設備の設置工事に直接関係しない経費 ・設備基礎以外の工事(土地造成、整地及び地盤改良工事、フェンス工事) ・二次利用のための配管等
	調査費・設計費	現地調査費、設計費	
工事費	設置工事費	設置工事(必要最小限と認められるもの)、電気・配線工事、安全対策工事、その他付帯工事等	・建屋 ・既存構築物等の撤去費、移設費、処分費 ・植栽及び外構工事費 ・保証費、保険費用 ・一般管理費 等
	その他経費	機械運搬費、発生材処分費、現場管理費等、試運転経費 等	

(その他補助対象外経費)

- ・設計費、設備費、工事費に係る消費税相当額
- ・補助申請手続き代行費
- ・金融機関等に対する振込手数料
- ・過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費
- ・土地の取得及び賃借(一時的であって補助対象設備工事の請負業者が施工上直接必要な賃借は除く。)に係る経費
- ・居住用途に係る設備導入経費

※見積書において、諸経費としている経費を補助対象経費に含めることはできません。補助対象経費とする場合には、必ず経費を明確に区分して上述の補助対象経費に該当する経費のみ計上してください。

※補助対象事業以外の設備と同時に設置する場合、工事費などは切り分けて、補助対象事業に係る部分のみを経費に算入してください。

また、基礎や架台など補助対象外の機器と共用となる場合は、補助対象部分を明確に区分できなければ対象外とします。